

和歌山県立医科大学リハビリテーション医学同門会会則

(名称)

第1条 本会は、和歌山県立医科大学リハビリテーション医学同門会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を和歌山県立医科大学リハビリテーション科内におく。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、和歌山県立医科大学リハビリテーション科の発展、およびリハビリテーション医療とその関連領域に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 研究ならびに発表の助成
- 2) 関連学会、研究会などの支援・開催
- 3) 和歌山県立医科大学リハビリテーション医学同門会会誌の発行助成
- 4) 年1回の総会、および親睦会その他の行事の開催
- 5) その他必要な事業

(会員)

- 第5条 1. 本会の会員及び入会は、次の通りとする。
- 1) 正会員：(1)和歌山県立医科大学リハビリテーション科に入局した医師とする。
(2)和歌山県立医科大学リハビリテーション科に関連する医師で、本会の目的に賛同し入会を幹事会が承認した者とする。
(3) 和歌山県立医科大学リハビリテーション科に関連し、本会の目的に賛同し、入会を幹事会が承認した者とする。
 - 2) 名誉会員：幹事会が推薦し会長の承認を得た医師とする。

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

| | |
|------|--------------------------|
| 名誉会長 | 歴代会長 |
| 会長 | 和歌山県立医科大学リハビリテーション科 前任教授 |
| 監事 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |

(顧問)

第7条 本会の運営にあたり会長が必要と認めた場合、顧問をおく。

- 1) 顧問は、幹事が推薦し会長の承認を得た者とする。

(監事および幹事)

第8条 本会の事業遂行にあたり、若干名おく。

- 1) 監事および幹事は、総会において互選する。
- 2) 監事および幹事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第9条 役員会は、毎年1回以上会長が招集する。

第10条 役員会は、役員現在数の過半数の出席がなければ議決することができない。

第11条 通常総会は、毎年会長が招集する

- 二. 臨時総会は、役員会、監事または会員20名以上より請求のあったとき、会長はすみやかに招集しなければならない。

第12条 総会の議事は、出席者の過半数によって議決するものとする。

(資産と会計)

第13条 本会の資産は、つぎによって構成する。

- 1) 会費収入
- 2) 寄附、広告料、その他の事業に伴う収入
- 3) 資産から生じる収入

(会則改正)

第14条 この会則は、役員会および総会において、それぞれ出席者の2分の1以上の賛成により、変更することができる。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

(附則)

1. 本会は、平成18年12月をもって施行する。
2. 監事は、理事以外の会員より2名選出する。
3. 正会員の会費は職種により定める。

医 師・・・1万円

その他・・・5千円

ただし平成18年度はその半額とする。